

大分市自治基本条例検討委員会
第3回市政運営部会

平成22年1月12日(火) 14時から
大分市役所 議会棟3階 第3委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 項目・条文案の検討について

(2) その他(次回開催日程等)

大分市自治基本条例検討委員会 市政運営部会 条例（一例）

< 市政運営 >

（市政運営の基本）

- ・ 市は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。
- ・ 市は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。

（総合計画）

- ・ 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。
- ・ 市は、総合計画の策定に当たっては、市民参加の機会を確保するものとする。

（行政評価）

- ・ 市は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。
- ・ 市は、前項の規定による行政評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じて、行政運営の見直しを行わなければならない。

（外部監査）

- ・ 市は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、外部機関による監査の実施を求めることができる。
- ・ 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。

（情報公開）

- ・ 市は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。

（個人情報の保護）

- ・ 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

(行政手続)

- ・ 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。

(条例の制定等の手続)

- ・ 市は、市政運営に関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、市民の参画を図り、又は市民の意見を反映させるように努めなければならない。

(法令遵守等)

- ・ 市は、法令遵守の推進及び倫理の保持並びに公正な職務の執行の確保を図るため、別に条例で定めるところにより、必要な体制を整備するものとする。

(財政運営)

- ・ 市は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。
- ・ 市は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に公表しなければならない。

(行政組織の編成)

- ・ 市は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な市政運営が可能となるよう組織の編成を行うものとする。
- ・ 市は、組織の横断的な調整を図るものとする。

(市民提案)

- ・ 市は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。
- ・ 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。

(権利保護・苦情対応)

- ・ 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、及び行政の改善を図るため、必要な措置を講じるものとする。
- ・ 市は、市政運営に関する意見、要望、苦情等があった場合は、速やかに事実関係等を調査し、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。

(政策法務)

- ・ 市は、市の事務に関する法令の解釈に当たっては、地方自治の本旨に基づき、自主的かつ適正な解釈を行うよう努めなければならない。
- ・ 市は、市政の課題に対応した自主的な政策を実行するため、条例、規則等の整備を適正に行うものとする。

(危機管理体制の整備等)

- ・ 市は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。

(人材の育成)

- ・ 市は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。

< 連携・交流 >

(他の地方公共団体等との連携・協力)

- ・ 市は、まちづくりの課題について、国、県、他の地方公共団体等との連携を図り、その解決に努めるものとする。
- ・ 市は、海外の行政機関等との連携及び協力を深めるとともに、得られた情報や知識を本市のまちづくりに生かすものとする。

< 多文化共生 >

(多文化共生)

- ・ 市は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。

< 環境 >

(自然環境の保全)

- ・ 市及び市民は、本市の恵まれた自然環境を活かしたまちづくりの推進を図るとともに、その保全に努めなければならない。